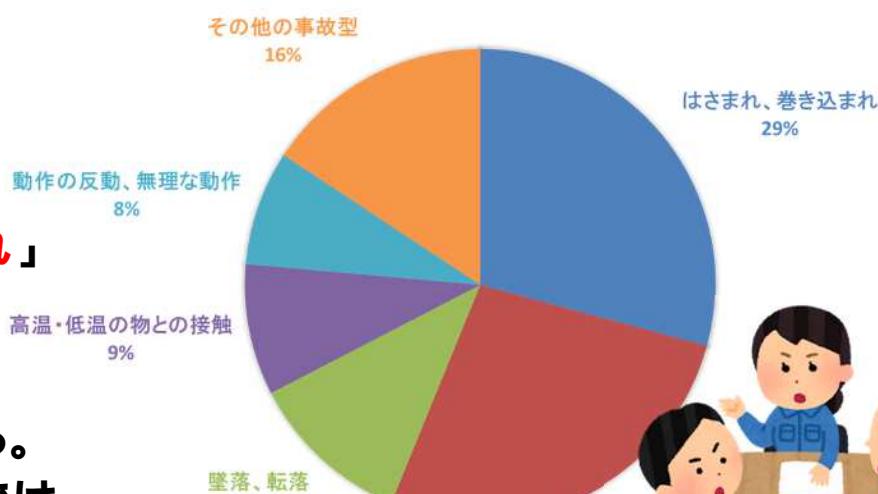


食料品製造業の 労働災害が激増しています！

本年は10月末時点で富山市内の食料品製造業の休業4日以上の労働災害死傷者数が24名となっており、近年死傷者数の多かった**昨年と比べてもさらに41%と大幅に増加**しています。
安全対策を徹底し、労働災害の防止を図りましょう！

災害傾向

事故型別死傷割合(富山署管内食料品製造業 令和2年～令和6年)

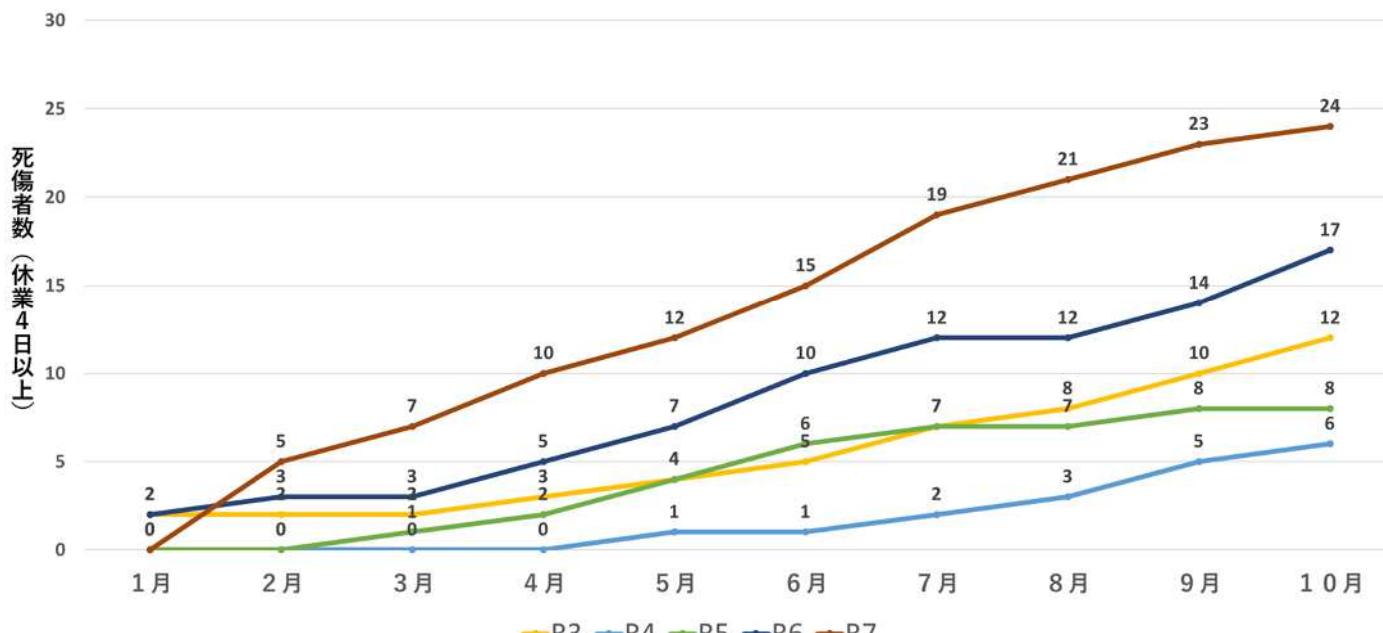


- 事故型では、「**はされ・巻き込まれ**」「**転倒**」「**墜落、転落**」で全体の約7割を占める。

- 被災者の経験年数別では、「**入社1年以内**」が全体の約半分を占める。
- 60歳以上の高齢者が被災者となる**割合**が**他の製造業種の倍**近い。



年別月別死傷者数(富山署管内 食料品製造業 各月速報値)



はまれ・巻き込まれ

機械へのはまれ・巻き込まれ災害は、身体部位への切断や挫滅（組織がつぶれること。）により身体障害が残る可能性が高い災害です。

- ・機械の危険箇所への覆いの設置
- ・原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用
- ・清掃・点検時の運転停止

等、設備面、行動面の安全対策を徹底しましょう。

食品加工用機械及び安全装置の事例

食品加工用粉碎機・混合機



インターロック機構（可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能）を有するミキサー



ホールド・ツウ・ラン制御装置（可動式覆いを開いた状態のときでも、ボタンを押している間に限り、低速で回転する。）を有するミキサー

イネーブル装置とホールド・ツウ・ラン制御装置



「イネーブル装置」
連続的に操作するとき、機械が機能することを許可するための補足的な手動操作装置（写真では黄色の部分で、適度に握った状態で稼働を許可し、手を握りしめても、手を離しても機械が停止する3ポジションタイプのもの。）

「ホールド・ツウ・ラン制御装置」
手動制御器を作動させている間に限り危険な機械機能を起動し、かつ、低速運転を維持する制御装置。（写真では人差指部のボタン）

転倒

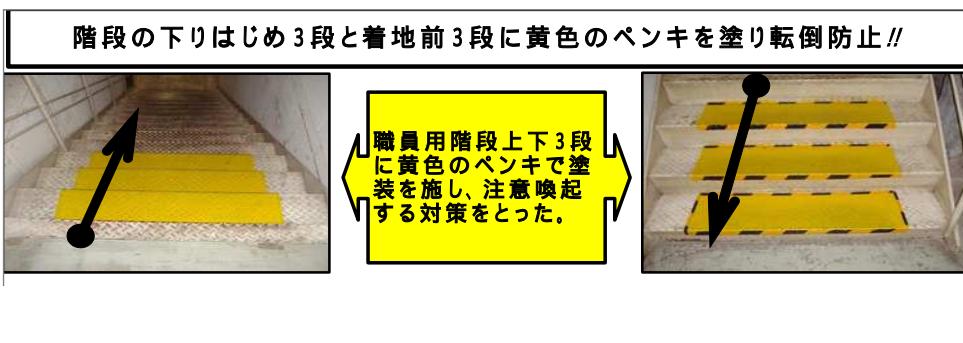
全業種を通じ、転倒による労働災害が増加し続けています。特に50代以上の方の場合、骨折等の休業1か月以上の怪我に繋がりやすい傾向があります。

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

- 1 身の回りの整理・整頓を行っていますか
通路、階段、出口に物を放置していませんか
- 2 床の水たまりや氷、油、粉類などは都度取り除いていますか
- 3 段差や滑りやすい場所などに注意標識をつけていますか
- 4 安全移動できるように明るさ（照度）が確保されていますか
- 5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
- 6 職場巡回で、通路、階段などの状況をチェックしていますか
- 7 荷物を持ちすぎて足元が見えないことはありませんか
- 8 ポケットに手を入れながら、人と話しながら、携帯電話を使いながら歩いていませんか
- 9 作業靴は、滑りにくさを考えて選んでいますか
- 10 転倒予防のための運動やストレッチを取り入れていますか

「職場のあんぜんサイト」にて、転倒防止対策ページを開設中！

転倒災害防止に向けた様々な対策、セミナーを紹介しています。



転倒災害防止対策の推進

検索

(資料出所：中央労働災害防止協会)

墜落・転落

食料品製造業における墜落・転落災害の起因物は、

- ・階段
- ・はしご・脚立・踏み台

であることがほとんどです。

階段からの転落災害対策は、本リーフレット 転倒災害チェックリストを参考にしてください。

はしご・脚立・踏み台は、身近な用具のため、それほど危険を感じずに使用していませんか。安全な使用方法を理解してもらい安全に使用させましょう。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック !!

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 幅は30cm以上
- すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック !!

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ 2m 以上の作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3.3)